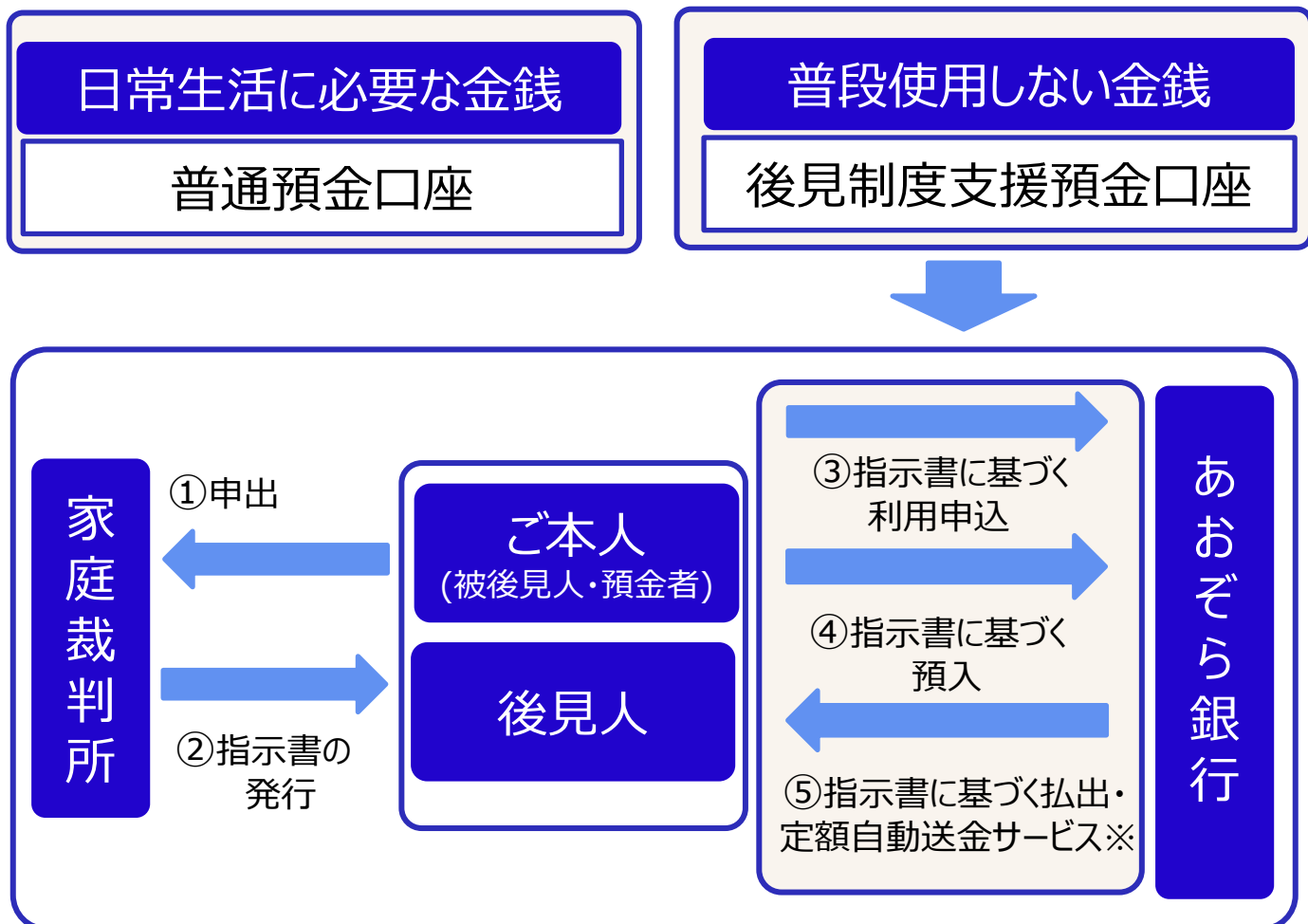


## 後見制度支援預金とは

後見制度を利用しているご本人（被後見人）の財産のうち、日常生活で必要となる金銭を預貯金等として後見人が管理し、普段使用しない金銭を「後見制度支援預金口座」で管理する仕組みのことです。通常の預貯金と異なり、「後見制度支援預金口座」でお取引（入金や口座解約）をする場合には、あらかじめ裁判所が発行する指示書が必要となります。後見制度を利用しているご本人（被後見人）の財産を安全かつ適切にお守りするための商品です。

### あおぞら銀行での後見制度支援預金の仕組み



※後見人が指定するご本人名義のあおぞら銀行または他行口座向けの送金となります

・当行における「後見制度支援預金」には初回預入時の最低預入金額等の条件があり、また口座開設時には口座開設手数料が必要となります。詳しくは本資料裏面あるいは店舗（窓口）に用意しております説明書（商品概要説明書）ならびに預金規定をご覧ください。・本資料に記載した法令諸規則および制度概要等については、信頼できると考えられる公開情報に基づいて作成されたものですが、当行は、その正確性及び完全性を保証するものではなく、一切の責任を負いません。ご利用に際しては、ご自身のご判断をお願いします。・当行は、法律、会計、税務等の専門的資格を求められる内容に関しアドバイスを行う立場にありません。これらの専門的内容等につきましては、独立したそれぞれの専門家にご相談願います。・本資料は、配布された関係者のみによる利用を目的としています。当行の書面による事前の許可無く、本資料の全部または一部を複製、送信または配布することは、ご遠慮願います。

# あおぞら銀行での後見制度支援預金口座お申込みの流れ

後見開始

家庭裁判所への後見制度支援預金利用の申出

後見人  
↓  
家庭裁判所

\* 初回預入時の最低預入金額は500万円です

家庭裁判所で後見制度支援預金の利用可否の判断

利用可の判断

家庭裁判所で預入金額や定期送金金額等の決定

家庭裁判所で指示書発行

家庭裁判所  
↓  
後見人

申込み

あおぞら銀行で指示書に基づく口座開設や入金等

後見人  
↓  
あおぞら銀行

\* 口座開設にあたり55,000円(税込)の手数料を頂戴いたします

家庭裁判所への口座開設の報告

後見人  
↓  
家庭裁判所

【新規口座開設時にお持ちいただくもの】

- 家庭裁判所の指示書謄本
- 登記事項証明書（後見人の登記にかかるもので発行後6か月以内のもの・原本）
- 後見人の本人確認書類
- 被後見人（預金者）の本人確認書類
- 預金取引のご印鑑
- 初回預入金（振込による場合は、0円で口座開設可能）および手数料

2020年10月1日

お問い合わせは、あおぞらホームコールまで

あおぞらホームコール  **0120-250-399**

【受付時間】 平日 9:00～19:00 土・日・祝日 9:00～17:00（12/31～1/3を除く）

※携帯電話・PHSからもご利用いただけます。お電話いただく際は、お手元に通帳など、お客さま番号がわかるものをご用意ください。

※取り扱い商品に関するお問い合わせ・目論見書のご請求・投資に関するご相談は、お取引店に取次いたします。